

VI Vに規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

(中期目標)

「Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」及び「Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮するとともに、中期目標期間中に計画される事業量等に基づき中期計画の予算を作成し、当該予算による業務運営を行うこと。

(中期計画)

Vに規定する財産以外の重要な財産について、譲渡又は担保に供しようとするときは、独立行政法人通則法の手続に則り処分する。

別表8「重要な財産の処分に関する計画」

処分財産名	所在地
正蓮寺川利水施設工業用水導水施設（土地及び構築物）	大阪府大阪市都島区毛馬町から同市福島区大開4丁目

(年度計画)

Vに規定する財産以外の重要な財産について、譲渡又は担保に供しようとするときは、独立行政法人通則法の手続に則り処分する。

別表8「重要な財産の処分に関する計画」

処分財産名	所在地
正蓮寺川利水施設工業用水導水施設（土地及び構築物）	大阪府大阪市

(年度計画における目標設定の考え方)

中期計画別表8に掲げた処分財産について、適切に処分できるよう手続きを進める。

(平成25年度における取組)

■ 重要財産処分

都市計画道路事業の実施に伴い撤去することとなった正蓮寺川利水施設（工業用水導水施設）については、譲渡先から複数年にまたがる契約要望があったが、単年度で譲渡できるよう相手方と粘り強く協議を続けた結果、平成25年度契約予定であった土地の一部及び構築物全部については、平成26年3月3日付けで所有権移転登記の完了並びに構築物の引渡を行った。平成26年度契約予定であった残りの土地についても3月18日付けで所有権移転登記が完了した。これをもって中期計画及び年度計画の別表8に掲げた処分財産の処分は完了し、目標期間中の1年目で達成することができた。

(次年度以降の見通し)

平成25年度の取組により、中期計画別表8に掲げた処分財産の処分を完了し、目標を達成した。